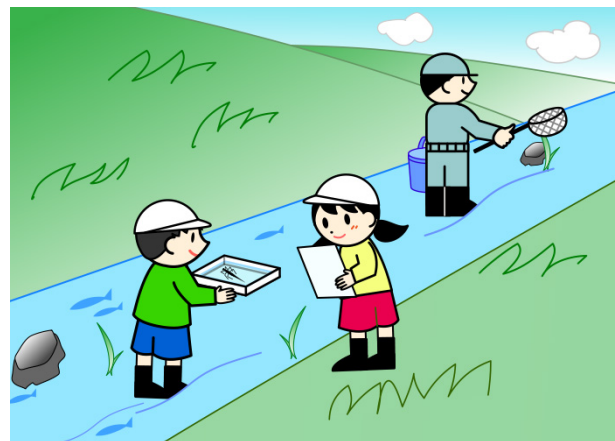
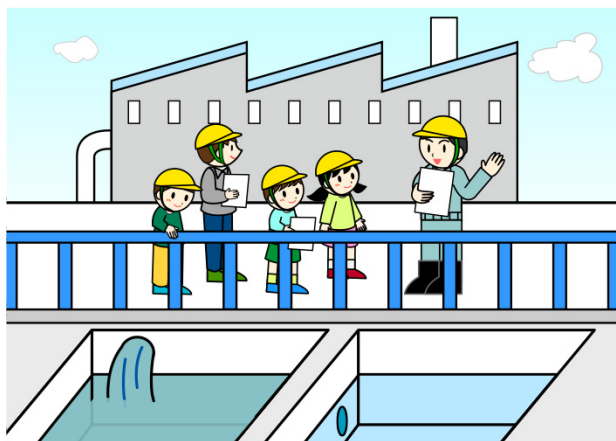


# 愛知県環境学習等行動計画

—環境面で持続可能な社会を支える人づくり—



平成25年2月



## はじめに

私たちは、多くの環境の恵みに支えられて暮らしています。しかし、私たちの活動が環境に影響を与え、地球温暖化、生物多様性の喪失といった地球規模の問題から、身近な廃棄物の問題に至るまで、様々な問題を引き起こしています。環境問題は、私たちの暮らしや経済・社会と密接に関わっており、環境問題を解決するためには、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも行動に結びつけていく環境学習が不可欠です。

このため、愛知県では、愛知県環境学習基本方針（2005年（平成17年）1月策定）に基づき、これまで、環境学習指導者の育成、環境学習講座の実施など様々な取組を進めてきました。

一方で、愛知県では、2005年（平成17年）に愛知万博、2010年（平成22年）に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、こうした国際的なイベントや会議が契機となって、県民の環境に対する意識は高まり、環境NPOの活動が活発になりました。

そして、2014年（平成26年）11月には「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催されます。ESD（持続発展教育）の主要テーマの一つが環境学習・環境教育です。愛知県は、世界会議の開催地として、持続可能な社会を目指して、自ら進んで環境問題に取り組む人づくりを進めていくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、環境学習等の取組をさらに進めるため、新たに「愛知県環境学習等行動計画」を策定いたしました。この行動計画では、社会や学校等においてすべての方がそれぞれの特性に応じて環境学習等に取り組んでいただけるよう、県民・事業者・NPO・行政・学校等、主体ごとに施策を盛り込みました。また、各主体が連携・協働して環境学習等を推進できるよう連携・協働機能の充実を図るための施策も盛り込んでいます。

今後は、この計画の下、環境学習等を推進し、「環境首都あいち」として評価されるにふさわしい、「環境面で持続可能な社会を支える人づくり」に全力を挙げて取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。



平成25年2月

愛知県知事  
大村秀章

# 目 次

第1章	行動計画の基本的事項	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の目的等 ～目指す愛知の姿と求められる人間像～	2
3	計画の期間	3
第2章	現状の課題と対応	4
1	現状の課題	4
2	対応について	7
第3章	各主体の役割と3つの柱からなる施策の展開	10
1	社会における環境学習の推進	11
2	学校等における環境教育の推進	22
3	連携・協働の強化	28
第4章	推進体制及び進捗状況の把握等	33
1	推進体制	33
2	目標の設定	33
3	進捗状況の把握等	33
別紙		
1	社会におけるESDとして県民が身につけることを目指す概念と能力等	34
2	学校等におけるESDとして児童生徒が身につけることを目指す能力・技能	35
参考		
4つの学びの段階における具体的な取組		
1	出あい、気づきあう	37
2	学びあう	41
3	活かしあう	46
4	つながりあう	48
資料		
1	愛知県環境学習等行動計画の概要	51
2	愛知県環境学習等行動計画の策定経過	52
3	愛知県環境教育等推進協議会開催要領	53

## 第1章 行動計画の基本的事項

この章では、「行動計画」における「基本的事項（背景・目的・期間）」について説明します。

### 1 計画策定の背景

私たちの周りにある環境問題は、生活型公害や廃棄物処理問題など生活に密接に関係したものに加え、地球温暖化や生物多様性などの地球環境の問題に至るまで、複雑かつ多岐にわたっています。しかも、こうした問題はいずれも、私たちの暮らしや社会経済活動と強くつながっていることから、その解決には、私たち一人ひとりが、環境について理解を深め、環境問題に取り組むことが必要です。

環境問題の解決に向け、自ら行動する人材を育成するため、本県は、2005年（平成17年）1月に、「愛知県環境学習基本方針」を策定し、4つの学びの段階（「出あい、気づきあう」、「学びあう」、「活かしあう」、「つながりあう」）を踏まえた環境学習を進めるとともに、人づくり、プログラムづくり、ネットワークづくりといった取組を推進し、県民、事業者、NPO、市町村等の様々な主体が互いに自主性を尊重しつつ、協働しながら持続可能な社会づくりに取り組んできました。

この間、国においては、2006年（平成18年）に「教育基本法」が改正され、教育の目標に「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が追加されました。2007年（平成19年）には「学校教育法」が同様に改正され、これらに則した「新学習指導要領」が2011年（平成23年）に小学校へ、2012年（平成24年）に中学校へ導入され、2013年（平成25年）には高等学校へも導入されます。

また、2011年（平成23年）6月には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」という。）が公布され、国の環境学習の基本理念が充実されるとともに、協働取組の重要性が強く示されるなど大きな変革がありました。2012年（平成24年）6月には環境教育等促進法第7条に基づく国の基本方針（以下、「国基本方針」という。）が定められ、同年10月に環境教育等促進法が完全施行されました。

また、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震や、これに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による甚大な被害や広範囲で長期的な環境への影響は、国民の間に大きな価値観や意識の変化をもたらし、安全や安心への関心を高めさせるとともに、人と人とのつながりや、地域とのつながりの重要性、そして社会への貢献の必要性を強く意識させることとなりました。

一方、本県では、環境をテーマとした2つの国際的な事業「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」と「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」がそれぞれ2005年（平成17年）と2010年（平成22年）に開催されました。

自然の叡智をテーマとした愛知万博を契機として、自然との共生や環境技術に対する県民の

関心が高まり、県民ボランティアや環境NPOの活動なども活発になりました。「COP10」の開催にあたっては、こうした愛知万博で培われた県民ボランティアやNPOの活動が十分に発揮され、県民の環境意識が一層高まり会議を成功に導きました。

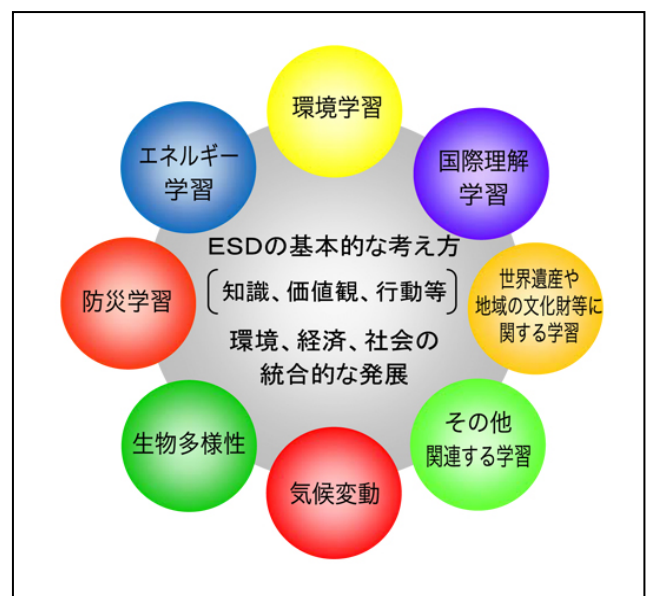
そして、2014年（平成26年）11月には「ESD<sup>\*</sup>に関するユネスコ世界会議」が本県で開催されることになり、環境首都あいちを目指す本県として、環境学習をより一層推進する絶好の契機となっています。

環境学習や環境保全活動を推進するためには、こうした諸情勢を適切に勘案し、環境問題への取組を一過性に終わらせず、それぞれの主体が意識を高めるとともに、より発展した取組を行うことが求められています。

※ ESDは Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されます。これは、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの問題ととらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

ユネスコを推進機関として、世界中でESDをもとにした人づくりを積極的に推進する強化期間(2005年（平成17年）から2014年（平成26年）までの10年間)を「国連ESDの10年」といい、この間の活動を振り返り、2014年以降の方策についての議論を行う「ESDに関するユネスコ世界会議」が2014年11月に愛知・名古屋で開催されます。

図1 ESDの概念図



出典)「ユネスコスクールと持続発展教育」(日本ユネスコ国内委員会)

## 2 計画の目的等 ～目指す愛知の姿と求められる人間像～

本県は、脱地球温暖化、資源循環及び自然共生といった取組が進み、県民が将来にわたり安全・安心して暮らせる環境と、経済と社会が調和した持続可能な社会を目指します。

この持続可能な社会の形成には、「自らが持続可能な社会づくりに関する高い意識を身につけ、自らの価値観により意思を決定し、行動を変革していくことができる人」、環境保全を推進していく観点から言うと、「環境面で持続可能な社会を支える人材」が求められます。

この「愛知県環境学習等行動計画」は、こうした「環境面で持続可能な社会を支える人材を育成する」ことを目的とし、「環境教育等促進法」の第8条に基づき、「国基本方針」を勘案した「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」と



して、同法第8条の2に定める「**愛知県環境教育等推進協議会**」※の協議を経て策定したものです。

また、この計画は各主体が環境学習等の取組を実施する際の指針となるものです。

なお、この計画の策定に伴い、「**愛知県環境学習基本方針**」を廃止します。

※ 「愛知県環境教育等推進協議会」は、本県の「自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」の策定に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行うとともに、行動計画を相協力して推進するために、県、市町村、県教育委員会、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、NPO、学識経験者で構成された組織です。

### 3 計画の期間

本計画は、2013年（平成25年）度から2017年（平成29年）度までの5年間に実施すべき、環境学習等に関する取組の方向性を示します。

## 第2章 現状の課題と対応

この章では過去の問題点を踏まえ、現在の現状と課題を集約し、その対応について説明します。

### 1 現状の課題

本県は、2005年（平成17年）に「愛知県環境学習基本方針」（以下、「県基本方針」という。）を策定しましたが、「県基本方針」では以下の6つの問題点を抽出し、これらを解決するため、「出あい・気づきあう」、「学びあう」、「活かしあう」、「つながりあう」という4つの学びの段階を踏まえた環境学習を推進してまいりました。

- ① 第一歩を踏み出す標準的な環境学習プログラムの整備が不十分
- ② 環境学習を総合的・体系的に進めるための環境学習プログラムや環境学習施設等が不十分
- ③ 環境学習を指導する人材や連携・協働を担う人材、環境学習プログラムを開発・実施する人材が不足
- ④ 県民一人ひとりの環境に対する意欲が自発的な環境保全活動に結びついていない
- ⑤ 県民、事業者、NPO、行政等の活動主体間の連携と協働が不十分
- ⑥ 異なる地域・立場の人々の情報交流が不十分

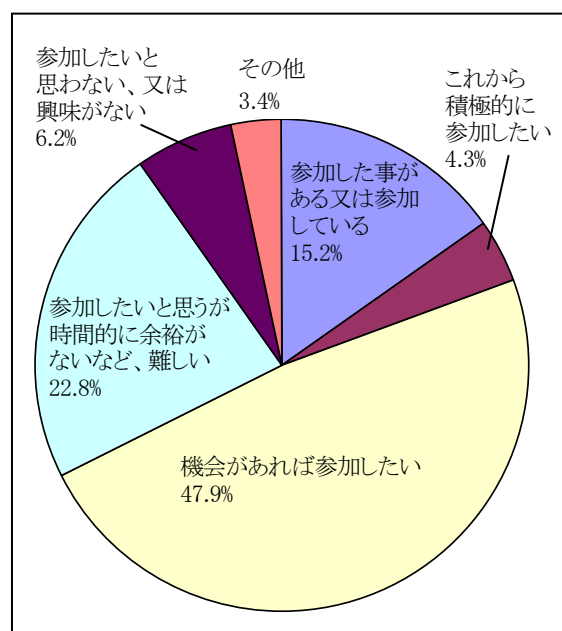
#### ＜継続的・発展的な環境学習の推進＞

こうした取組の結果、現在、「①第一歩を踏み出す標準的な環境学習プログラムの整備が不十分」や「②環境学習を総合的・体系的に進めるための環境学習プログラムや環境学習施設等が不十分」については、環境学習プログラムの提供や環境学習施設の設置が進み、一定の改善が図られたものと考えられます。

③のうち、「連携・協働を担う人材」について依然として不足している状況にあります。④については、「環境学習を指導する人材、環境学習プログラムを開発・実施する人材が不足」については、多様な指導者により県内各地で環境学習が行われるようになり、指導者やプログラムを開発する人材も増えており、一定の改善が図られたものと考えられます。

「④県民一人ひとりの環境に対する意欲が自発的な環境保全活動に結びついていない」については、本県が、2011年（平成23年）度を実施した県政モニターアンケートによると、環境学

図2 環境学習や自然環境保全への参加・意欲について



出典）「平成23年度県政モニターアンケート報告書」  
注：四捨五入の関係で合計が100%になっていません



習・自然環境保全活動に「参加した、参加している、参加したい」と行動に意欲的な回答をした人は、90.2%と高いものの、このうち、実際に「参加したことがある、または参加している」と回答した人は15.2%と低い結果となっており、改善が進んでいません。

このため、①から③で得られたプログラムや人材等を活用し、各主体が単発的に実施している環境学習を継続的なものとするとともに、体験学習など実感を伴う環境学習を充実するなどして、実際の行動に結びつくような、より発展的な環境学習を推進していく必要があります。また、こうした環境学習の開催状況についての十分な情報提供も必要です。

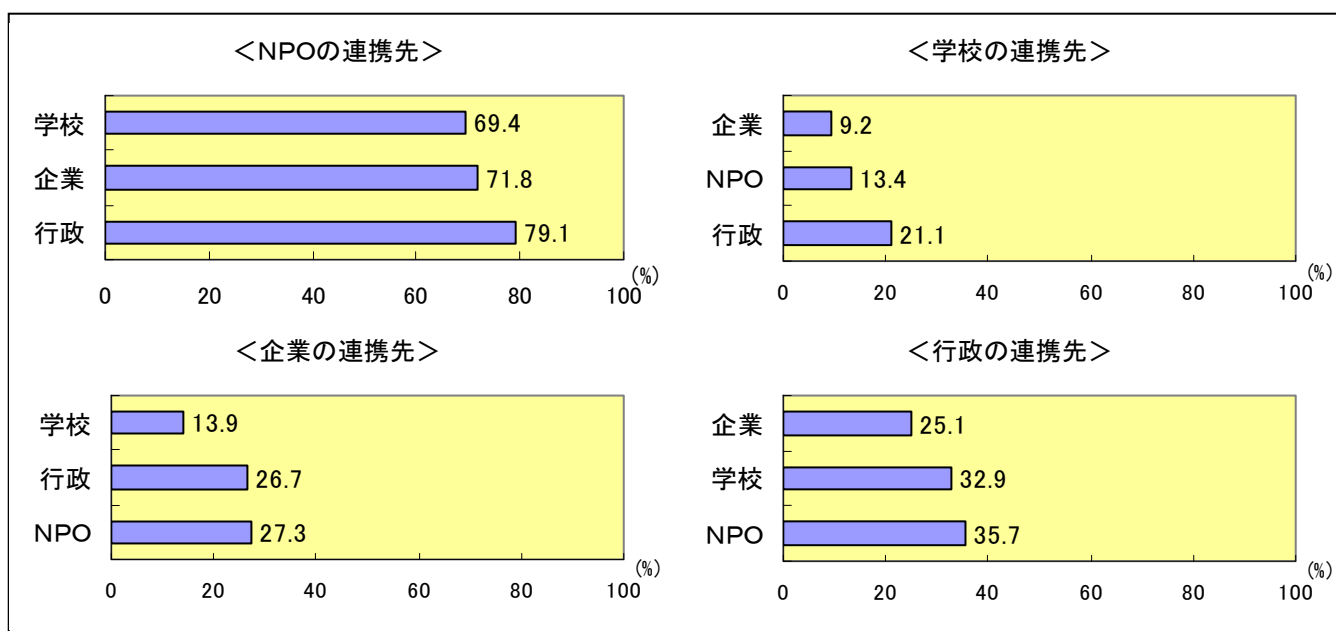
以上のことから、①から④については一定の成果が図られたものもありますが、全体としては継続的・発展的な環境学習を推進することが必要です。

### <連携・協働取組の強化>

「⑤活動主体間の連携・協働が不十分」、「⑥情報交流の不十分」については、2012年（平成24年）3月に環境省が公表した全国調査結果である「平成23年度環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の全面施行に向けた調査結果報告書」及び「平成23年度環境教育等促進法の基本方針改定に関する自治体向けアンケート構築、分析業務報告書」によると、NPOの連携先は、79.1%が行政、71.8%が企業、69.4%が学校とすべての主体との連携・協働が高くなっています。一方、NPO以外では、学校の連携先は行政（21.1%）、企業ではNPO（27.3%、企業間を除く）、行政ではNPO（35.7%）が最も高い割合であることから、NPOを除いて、全国的に各主体間の連携・協働が十分には進んでいない状況にあります。

また、行政における環境教育施策の実施にあたって、自治体内の環境部局と教育部局（教育委員会）の間で連携調整が行われているのは46.4%（県内市町村のみで集計した場合は48.1%）と低い状況にあります。

図3 各主体の連携先



出典) 「平成23年度環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の全面施行に向けた調査結果報告書」、「平成23年度環境教育等促進法の基本方針改定に関する自治体向けアンケート構築、分析業務報告書」(環境省)をもとに作成

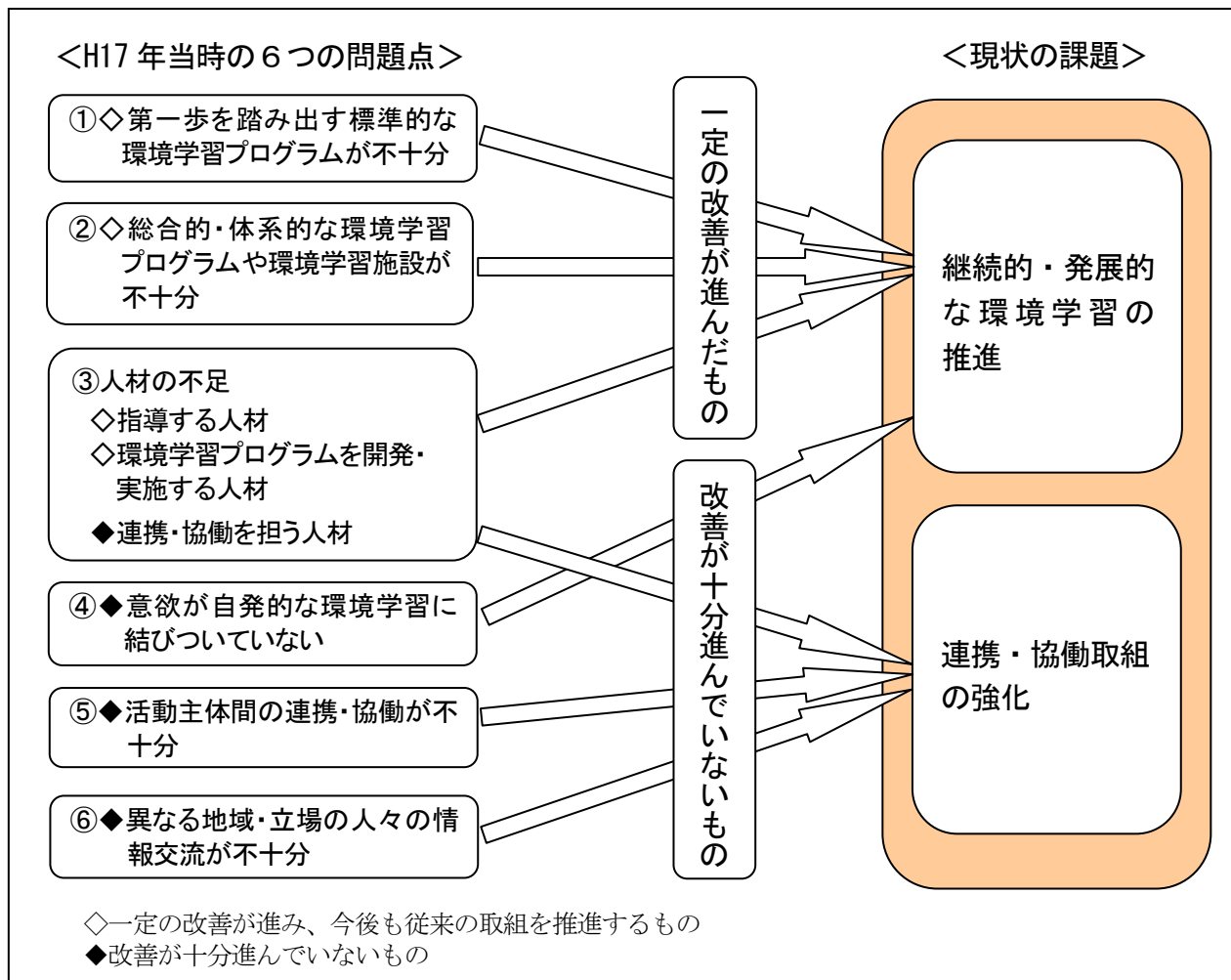
このため⑤、⑥については、③のうちの連携・協働を担う人材不足の問題点とともに、連携・協働取組を強化していく必要があります。

以上のことを踏まえ、環境学習の現状を一言で表現すると、各主体がそれぞれ環境学習を単発的に実施しており、あまり広がりがない、と言えます。これに対しては効果的な情報提供を行うとともに、継続的・発展的な環境学習の仕組みを構築し、具体的な環境保全活動に結びつくような学習を実施することが必要となります。そして、こうした学習をより充実するために連携・協働の取組が必要となります。

この結果、現時点で取り組むべき課題は以下の2つと整理しました。

- ①継続的・発展的な環境学習の推進
- ②連携・協働取組の強化

図4 6つの問題点と現状の課題



## 2 対応について

### (1) 課題に対する対応

#### ①継続的・発展的な環境学習の推進

現在、環境学習は、幼稚園・保育所・認定こども園から大学等に至るまでの様々な学校等（以下、「学校等」という。）と家庭・地域・職場等の社会の2つにおいて実施されています。

この2つにおいて継続的・発展的な環境学習を推進するためには、県民、事業者、NPO、行政、学校等の各主体が、それぞれの役割を認識しながら、従来の取組の成果である各種の環境学習プログラムや指導者などの人材を組み合わせ活用したり、他の主体の優良取組を導入したりするなどして、より継続的で発展的な環境学習へと進化していくことが必要です。

一方、環境学習は、知識の習得だけではなく、具体的な行動に結びつけることが重要ですが、知識や解決方法は理解しても、実際に行動に移せないことが多くあります。

自然体験、社会体験、生活体験など、実体験を通じた様々な環境学習を取り入れることは、知識を活かした自発的な行動へと導くことができ、さらに、身近な地域における課題を題材とすることで、体験学習は一層効果的となります。

これは、自分が生活する地域に対する関心や愛着が、自発的な行動へと意識を誘導する効果があることと、身近な課題は、家庭の中で共有することができ、さらには町内会などの地域的な活動に広がり、地域社会をあげた活動へと展開することも期待できるからです。

こうしたことから、自発的に行動に移せるようにするため、社会と学校等それぞれの主体に対して「体験学習の充実」を図るとともに、環境学習講座の開催状況や講師、学習教材等の様々な情報を広く提供することで環境学習への参加を促します。

#### ②連携・協働取組の強化

環境問題は、日々の暮らしや社会と深い関わりがあることから、県民、事業者、NPO、行政、学校等などの様々な主体が、相互に連携・協働して地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。また、各主体が相互に連携・協働することで、継続的・発展的な環境学習をより効果的に進めることができます。

そのためには、連携・協働を円滑にするためのガイドラインづくりと、各主体間をつなぐための調整する人の設置、こうした人材の育成、連携・協働するため交流の場の提供など連携・協働に向けた機能が必要です。

##### (ア) 協働取組のガイドラインづくり

連携・協働を進めるためには、各主体がそれぞれ自らの情報を公開・発信することにより、お互いの活動を理解し、対等な立場で適切な役割分担のもと活動することが重要です。そのため、こうした連携・協働を円滑にするためのガイドラインづくりが必要です。

##### (イ) 連携・協働機能の充実

環境保全について異なる認識を持つ様々な主体間が連携・協働を促進したり、ネットワ

ークをつくったりするためには、各主体の間を調整するコーディネーターを設置するとともに、コーディネーターの育成、交流の場の提供、連携・協働取組の実施例など連携・協働を進めるうえで必要となる情報の発信といった、連携・協働を促す機能を充実していくことが必要です。

## (2) 課題の対応にあたっての留意点

現代の環境問題は、様々な原因が複雑に絡み合っており、その全体像を理解し、解決に向けて主体的に取り組んでいく人を育成するためには、自分が身につけるべき能力や態度等を認識して学習や活動の質を高められる「ESDの視点の導入」は有効な手段となります。

また、本県の自然的・社会的特性などの「愛知らしさ」を活かした環境学習を取り入れることは、環境学習をより効果的に進めることができます。

そのため、この2点に留意して、環境学習を推進していくことが必要です。

### <ESDの視点の導入>

従来行われていた環境学習の中には、目指す社会や身につけるべき能力が十分に意識されていなかったため、目標が近視眼的であったり、発展性の乏しい学習に留まっていたりしていたものも見受けられました。

しかし、持続可能な社会に必要な構成概念や、身につける能力・態度といったESDの視点を導入することにより、目指す社会や育成すべき人物像などの、目指す全体像が明確になるとともに、個々の環境学習の担う部分や、連携・協働などにより補っていく部分も明確になります。

#### ①社会におけるESDとして県民が身につけることを目指す概念と能力等

##### ・持続可能な社会づくりの構成概念

持続可能な社会づくりには「多様性」「相互性」「有限性」「公平性」「連携性」「責任性」といった、6つの構成概念を想定して学習を進める必要があります。(別紙1参照)

##### ・ESDで身につけるべき能力・態度

身につけるべき能力や態度については、「批判的に考える能力」「未来像を予測して計画を立てる能力」「多面的、総合的に考える能力」「コミュニケーションを行う能力」「他者と協力する態度」「つながりを尊重する態度」「進んで参加する態度」の7つが挙げられ、これらを体系的に育むことが重要です。(別紙1参照)

注 構成概念や身につけるべき能力や態度は例であり、これらに限定されるものではありません。

#### ②学校等におけるESDとして児童生徒が身につけることを目指す能力・技能

幼稚園から高等学校等に至るまでは、環境学習が学習指導要領等で定められるなど、継続的・発展的な環境学習をより一層進めやすい状況になっています。

こうした状況の中、持続可能な社会を形成するという観点をより明確に身につけるため、

E S Dの視点を導入して環境教育を進めていくことが必要です。

具体的には、本県の学校等においては、2011年（平成23年）6月に策定された「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」等を踏まえ、「学校等におけるE S Dとして児童生徒に身につけることを目指す能力・技能」（別紙2参照）を参考に推進していきます。

### <愛知らしさの活用>

本県の面積は5,154 km<sup>2</sup>で、47都道府県中27番目と決して広くはありませんが、製造業を中心とする国内有数の産業集積地域であるとともに、奥山、里山、湿地、平野、干潟、内湾、外洋といった多様な自然や、豊かな水系などを有していることから、これらを活かした農林水産業も盛んです。また、230万人近い人口を有する大都市名古屋から過疎に悩む山間の集落に至るまでの様々な社会形態が、極めて近い位置に存在しています。

こうした特徴から、本県は、身近な地域のこととして、事業活動やその環境保全の取組を体験することや、多様な自然や農林水産業等を体験することができるとともに、都市や田舎に住む人々の環境に対する悩みや思いを知ることのできる地域でもあります。

また、本県は、「愛知万博」や「C O P 10」などの開催を契機として、県民の環境に対する意識の高まりを受け、環境ボランティアや環境N P Oの活動が盛んになり、こうした主体による環境学習が実施されています。

一方、事業者においては環境に対する意識が高く、先進的な事業者は、自身が持つ環境に関するノウハウを活かした環境学習も実施されています。

そのため、行政がこうしたN P Oや事業者と連携・協働して環境学習を実施していくことが期待されます。

さらに、本県では2014年（平成26年）に「E S Dに関するユネスコ世界会議」が開催されます。この会議に向けて様々な主体が、E S Dの普及啓発や取組を積極的に展開していくことが予想され、E S Dについての関心が、高まっていくものと考えられます。このため、この時期に環境学習を推進することは、非常に効果的です。